

## 第4期

# 定時株主総会 招集ご通知

### 日時

2026年6月25日(木曜日) 午前10時  
(受付開始時刻 午前9時)

### 場所

青森市橋本一丁目9番30号  
青森みちのく銀行本店大会議室（8階）  
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)  
10名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件



挑む。超える。ともに創る。

プロクレア  
ホールディングス

郵送またはインターネットによる議決権  
行使期限は、2026年6月24日（水曜日）  
午後5時までとなります。

株主総会の模様はインターネットにより  
ライブ配信させていただきますので、  
ぜひご活用ください。

株主総会にご出席の株主さまへのお土産  
はご用意しておりません。何卒ご理解く  
ださいますようお願い申し上げます。

プロクレアホールディングス

証券コード：7384

## ごあいさつ



平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、当社第4期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、設立4年目を迎え、また完全子会社である「青森みちのく銀行」は本年1月に合併1周年を迎えることができました。これもひとえにみなさま方からのご理解とご支援の賜物であり、深く感謝申し上げます。

当社は、2025年4月にスタートした第2次中期経営計画「挑戦と創造 2nd stage ～地域の好循環を目指して～」のもと、両行の合併によるシナジーの実現と強固な経営基盤の構築を加速するとともに、ビジョンに掲げた「ずっと住みたい、帰ってきたい地域のために『豊かさ』を生み出す未来創造グループ」の実現に向けて、地域やお客さまの明るく豊かな未来を目指し、グループ一体となって取り組んでまいり所存でございます。

引き続き、変わらぬご支援とお引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

取締役社長

城田 晋

経営  
理念

「地域の未来を創る」  
「お客さまと歩み続ける」  
「一人ひとりの想いを実現する」

### 理念に込めた想い

- ◆私たちは、健全性を堅持するとともに、地域の課題や可能性に積極的に挑戦することで、明るく豊かな未来を創ります。
- ◆私たちは、専門性を高めるとともに、期待を超えるサービスを追求することで、お客さまの信頼に応え、成長と発展に向けてともに歩み続けます。
- ◆私たちは、自主性を尊重するとともに、多様な個性を力に変えることで、自信と誇りに満ちたやりがいのある組織を築き、一人ひとりの溢れる想いを実現します。

証券コード：7384  
2026年6月4日  
(電子提供措置の開始日2026年5月28日)

株主各位

青森市勝田一丁目3番1号

株式会社プロクレアホールディングス

取締役社長 成田 晋

## 第4期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第4期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第4期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.procrea-hd.co.jp/shareholder/soukai.html>

プロクレアホールディングス



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

東京証券取引所



上記の東証ウェブサイトアクセスして、銘柄名（プロクレアホールディングス）または証券コード（7384）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、同封の議決権行使書用紙または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会はインターネットによるライブ配信を行いますので、当日は来場されなくても、インターネットでご視聴いただけます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始時刻 午前9時）
2 場 所	青森市橋本一丁目9番30号 青森みちのく銀行本店大会議室（8階）

<p><b>3 株主総会の 目的事項</b></p>	<p><b>報告事項</b> 第4期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p><b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件</p>
<p><b>4 その他招集 にあたっての 決定事項</b></p>	<p>(1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。</p> <p>(2) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。</p>

以上

◎お願い

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は節電対応のため、会場内の冷房を弱めに設定する予定でございますので、株主の皆さまは軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎お知らせ

- ・本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、監査等委員会および会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権行使のご案内

株主総会参考書類7頁～20頁をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。  
議決権行使には以下の3つの方法がございます。



### 株主総会ご出席による議決権行使

**株主総会開催日時** 2026年6月25日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



### 郵送（書面）による議決権行使

**行使期限** 2026年6月24日（水曜日）午後5時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご郵送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



### インターネットによる議決権行使

**行使期限** 2026年6月24日（水曜日）午後5時まで

インターネットによる議決権行使に際しましては、次頁に記載の「インターネットによる議決権行使について」をご確認いただき、行使期限までに行ってください。

### 議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル：**0120-173-027**（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

#### 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

# インターネットによる議決権行使について

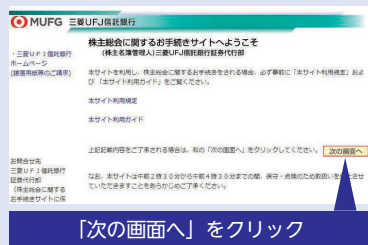
## 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによって議決権を行使する場合は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

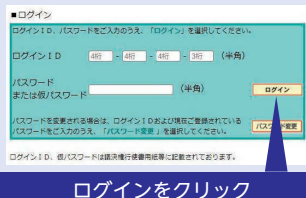
### パソコンによる議決権行使

議決権行使ウェブサイトアドレス ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへ  
アクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の副票  
(右側)に記載された「ログインID」  
および「仮パスワード」を入力



3 以降は画面の案内に従って  
賛否をご入力ください。

### スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。



### 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。

# インターネットによるライブ配信についてのご案内

当社の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。

## 1. 配信日時

**2026年6月25日(木曜日) 午前10時から株主総会終了時刻まで**

※ ライブ配信ウェブサイトは、開始時刻30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

## 2. ご視聴の方法

- (1) パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、以下のQRコードを読み込むかの方法で、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」(以下、「本ウェブサイト」)へのアクセスをお願いいたします。
- ※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

視聴用  
ウェブサイトURL

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



ログインIDは、お手元の議決権行使書裏面の左側に記載の「ログインID」(15桁の半角英数字)、パスワードは、「ログインID」のすぐ下にある「パスワード」(6桁の半角数字)です。

※「ログインID」と「パスワード」は、いずれも議決権行使書を投函される前に必ずお手元にお控えください。

※本ウェブサイトは、「議決権行使ウェブサイト」とは異なります。

例

《 ログインID : 9999-9999-9999-999 》  
《 パスワード : 999999 》



- (2) 本ウェブサイトにて、ログインIDおよびパスワードを入力し、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックを入れましたら、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- (3) ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックをして、「視聴する」をクリックしてください。
- (4) 当日ライブ視聴ページが表示されます。

## ライブ配信ご視聴にあたってのご注意事項

- (1) ライブ配信を視聴していただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、ライブ配信をご視聴される株主さまは、当日会場にご出席いただく場合と異なり、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行うことができません。郵送またはインターネット等により事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- (2) 議決権の行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネットによる議決権行使をお願いいたします。
- (3) ご使用のパソコンおよびインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、映像や音声に不具合が生じたり、ご視聴いただけない場合がありますので、予めご了承ください。なお、本ウェブサイトの推奨環境は、以下URLに掲載する資料の末尾に記載しております。  
<https://www.tr.mufg.jp/daikou/pdf/faq.pdf>
- (4) ご視聴いただく場合の費用（インターネット接続料金、通信料金等）は株主さまのご負担となります。
- (5) ライブ配信の撮影、録画、録音、保存およびSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- (6) ご視聴は、株主さまご本人のみに限定させていただきます。
- (7) 株主総会へご出席される株主さまのプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ず、ご出席の株主さまが映ってしまう場合がございますので、ご了承ください。
- (8) 同封の議決権行使書を紛失された場合、下記「本ウェブサイトに関するお問い合わせ」にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

本ウェブサイトに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

**TEL : 0120-676-808** (通話料無料)

※受付時間 土・日・祝日を除く午前9時～午後5時  
ただし株主総会当日は午前9時～株主総会終了まで

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期にわたり経営基盤の拡充に努めるとともに、安定的な配当を継続することを基本方針としております。このような方針のもと、当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当金額は総額715,088,075円となります。  
これにより、当期の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金25円を含めまして、1株につき50円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2026年6月26日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）10名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案については、指名・報酬等委員会における審議・答申を経て決定しております。また、監査等委員会においても検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位	取締役会の出席状況
①	なり 成 田 すすむ 晋	男性	取締役社長 (代表取締役) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	18回/18回 (100%)
②	いし かわ けい たく 啓 太郎	男性	取締役副社長 (代表取締役) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	18回/18回 (100%)
③	ふじ 藤 さわ たく 貴 之	男性	取締役副社長 (代表取締役) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	18回/18回 (100%)
④	もり 森 よう 庸	男性	取締役 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	18回/18回 (100%)
⑤	しら とり もと み 白 鳥 元 生	男性	取締役 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	18回/18回 (100%)
⑥	す とう しん じ 須 藤 慎 治	男性	取締役 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	18回/18回 (100%)
⑦	き だち しん 晋 木 立 晋	男性	取締役 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	14回/14回 (100%)
⑧	ふる さと たく や 古 里 卓 也	男性	— <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span>	—
⑨	み くに や かつ のり 三 國 谷 勝 範	男性	取締役 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	18回/18回 (100%)
⑩	かた の たけし 片 野 健	男性	— <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	—

(注) 木立晋氏は、昨年の定時株主総会（2025年6月25日開催）において新たに取締役に選任されました。よって、同氏の取締役会の出席状況は、同日以降に開催された取締役会を対象としております。

候補者  
番号

1

なり た すすむ  
成田 晋

再任



生年月日	1954年9月27日生
取締役会の出席状況	100% (18回/18回)
所有する当社の株式の種類および数	普通株式 7,820株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月	株式会社青森銀行入行	2011年6月	同行常務取締役
2007年6月	同行法人部長	2014年6月	同行専務取締役
2008年6月	同行執行役員審査部長	2015年4月	同行取締役頭取
2010年6月	同行執行役員弘前支店長	2022年4月	当社取締役社長 監査部担当 (現任)
2011年4月	同行執行役員弘前地区統括	2023年6月	株式会社青森銀行取締役会長

#### 取締役候補者とした理由

株式会社青森銀行において法人営業企画部門、審査部門に携わる等、豊富な実務経験を有しております。2014年6月より株式会社青森銀行代表取締役、2022年4月より当社代表取締役社長を務め、経営手腕を発揮してまいりました。

こうした経験や知見を活かすことにより、引き続き、当社の持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

2

いし かわ けい た ろう  
石川 啓太郎

再任



生年月日	1961年4月26日生
取締役会の出席状況	100% (18回/18回)
所有する当社の株式の種類および数	普通株式 2,960株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	株式会社青森銀行入行	2019年6月	同行取締役常務執行役員
2010年4月	同行人事部長	2021年6月	同行取締役専務執行役員
2011年4月	同行総合企画部長	2022年4月	当社取締役
2013年6月	同行本店営業部長	2022年6月	株式会社青森銀行取締役副頭取
2014年6月	同行執行役員本店営業部長	2023年6月	当社取締役副社長 地域戦略事業部担当 (現任)
2015年6月	同行執行役員営業統括部長	2023年6月	株式会社青森銀行取締役頭取
2016年6月	同行取締役地区営業本部長 (弘前地区担当)	2025年1月	株式会社青森みちのく銀行取締役頭取 監査部担当 (現任)
2018年6月	同行常務執行役員弘前地区営業本部長		

#### 取締役候補者とした理由

株式会社青森銀行において経営企画部門、営業企画部門、人事部門に携わる等、幅広い業務経験を有しております。2022年6月より株式会社青森銀行代表取締役として経営手腕を発揮するとともに、2023年6月に当社代表取締役就任以降も、各部門を統率しながらさまざまな戦略の策定や実行においてリーダーシップを発揮してまいりました。

今後も当社の持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

3

ふじ さわ  
藤澤たか ゆき  
貴之

再任



生年月日 1966年8月26日生

取締役会の出席状況 100% (18回/18回)

所有する当社の株式の種類および数 普通株式 1,550株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月	株式会社みちのく銀行入行	2016年6月	同行常務執行役員営業本部長兼営業戦略部長
2007年4月	同行経営企画部長	2017年4月	同行専務執行役員営業本部長
2010年4月	同行古川支店長	2018年6月	同行取締役頭取
2012年4月	同行人事部長	2022年4月	当社取締役副社長（現任）
2015年4月	同行執行役員営業本部長兼営業戦略部長	2025年1月	株式会社青森みちのく銀行取締役会長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

株式会社みちのく銀行において経営企画部門、人事部門、営業推進部門に携わる等、豊富な実務経験を有しております。2018年6月より株式会社みちのく銀行代表取締役として経営手腕を発揮、当社においては2022年4月より代表取締役副社長として、最高責任者を補佐するなど職務・職責を適切に果たしてまいりました。

今後も当社の持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

4

もり  
森よう  
庸

再任



生年月日 1963年12月6日生

取締役会の出席状況 100% (18回/18回)

所有する当社の株式の種類および数 普通株式 3,300株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	株式会社青森銀行入行	2022年6月	株式会社青森銀行取締役専務執行役員 青森地区営業本部長
2009年7月	同行浪館通支店長	2023年10月	同行取締役専務執行役員
2011年4月	同行三沢支店長	2025年1月	株式会社青森みちのく銀行取締役専務執行役員
2013年6月	同行人事部長	2025年6月	同行取締役専務執行役員営業本部長
2015年6月	同行本店営業部長		営業統括部、地域開発部、法人コンサルティング部、リテール営業部、資産運用コンサルティング部担当（現任）
2017年6月	同行執行役員本店営業部長		
2019年6月	同行常務執行役員青森地区営業本部長		
2022年4月	当社取締役（現任）		

#### 取締役候補者とした理由

株式会社青森銀行において営業店長を3カ店務めたほか、人事部門に携わる等、豊富な実務経験を有しております。直近では、営業部門を統率し営業戦略策定や営業体制構築において、その手腕を発揮してまいりました。

こうした経験や知見を活かすことにより、今後も当社の持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

5

しら とり  
白鳥もと み  
元生

再任



生年月日	1967年1月1日生
取締役会の出席状況	100% (18回/18回)
所有する当社の株式の種類および数	普通株式 2,900株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	株式会社青森銀行入行	2022年4月	当社取締役(現任)
2010年4月	同行大湊支店長	2022年4月	株式会社青森銀行常務執行役員
2012年10月	同行仙台支店長	2024年6月	同行専務執行役員
2015年6月	同行法人営業部長	2025年1月	株式会社青森みちのく銀行取締役専務執行役員 審査部担当(現任)
2017年7月	同行弘前支店長		
2019年6月	同行執行役員本店営業部長		

#### 取締役候補者とした理由

株式会社青森銀行において営業店長を4カ店務めたほか、法人営業企画部門に携わる等、豊富な実務経験を有しております。直近では審査部門を統率し、その手腕を発揮してまいりました。

こうした経験や知見を活かすことにより、今後も当社の持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

6

す とう  
須藤しん じ  
慎治

再任



生年月日	1969年7月30日生
取締役会の出席状況	100% (18回/18回)
所有する当社の株式の種類および数	普通株式 1,582株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年4月	株式会社みちのく銀行入行	2018年4月	同行常務執行役員
2008年3月	同行営業統括部長	2019年4月	同行専務執行役員
2008年4月	同行営業開発部長	2022年4月	当社取締役 リスク統括部担当(現任)
2012年4月	同行古川支店長	2022年6月	株式会社みちのく銀行取締役専務執行役員
2015年4月	同行経営企画部長	2025年1月	株式会社青森みちのく銀行取締役専務執行役員 リスク統括部、システム部担当(現任)
2017年4月	同行執行役員経営企画部長		

#### 取締役候補者とした理由

株式会社みちのく銀行において経営企画部門、経営管理部門、営業推進部門に携わる等、豊富な実務経験を有しております。直近ではリスク管理部門、システム部門を統率し、その手腕を発揮してまいりました。

こうした経験や知見を活かすことにより、今後も当社の持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

7

き だち しん  
木立 晋

再任



生年月日 1967年1月2日生

取締役会の出席状況 100% (14回/14回)

所有する当社の株式の種類および数 普通株式 3,200株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	株式会社青森銀行入行	2022年4月	当社経営企画部長
2012年6月	同行松森町支店長	2023年6月	株式会社青森銀行常務執行役員
2015年4月	同行十和田支店長	2025年1月	株式会社青森みちのく銀行常務執行役員
2017年6月	同行総合企画部長	2025年6月	当社取締役 経営企画部担当 (現任)
2019年6月	同行執行役員総合企画部長	2025年6月	株式会社青森みちのく銀行取締役常務執行役員 総合企画部、東京事務所、総務部担当 (現任)

#### 取締役候補者とした理由

株式会社青森銀行において営業店長を2カ店務めたほか、経営企画部門に携わる等、豊富な実務経験を有しております。直近では企画部門、総務部門を統率し、その手腕を発揮してまいりました。

こうした経験や知見を活かすことにより、今後も当社の持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

8

ふる さと たく や  
古里 卓也

新任



生年月日 1969年4月7日生

取締役会の出席状況 —

所有する当社の株式の種類および数 普通株式 982株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年4月	株式会社みちのく銀行入行	2023年2月	同行執行役員青森中央営業部長兼国道支店長
2016年4月	同行小中野支店長	2023年4月	同行執行役員函館営業部長
2018年4月	同行審査部長	2023年6月	同行執行役員北海道地区本部長兼函館営業部長
2020年4月	同行執行役員審査部長	2025年1月	株式会社青森みちのく銀行執行役員 函館地区営業本部長兼函館営業部長 (現任)
2021年4月	同行執行役員本店営業部長		

#### 取締役候補者とした理由

株式会社みちのく銀行において営業店長を3カ店務めたほか、審査部門に携わる等、豊富な実務経験を有しております。直近では地区営業本部長として地区内の業績向上に向けたリーダーシップ発揮に加え、函館営業部長として営業店マネジメントにも手腕を発揮してまいりました。

当社においても、こうした経験や知見を活かし、持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

9

みくにや かつのり  
三國谷 勝範

再任

社外

独立

生年月日

1951年4月25日生

取締役会の出席状況

100% (18回/18回)

所有する当社の株式の種類および数

普通株式

0株



### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年4月	大蔵省入省	2009年7月	同庁長官
1979年7月	三条税務署長	2011年10月	株式会社ニトリホールディングス顧問
1981年6月	青森県農林部経済課長	2012年4月	東京大学教授 (政策ビジョン研究センター)
1982年4月	同県総務部財政課長	2015年3月	預金保険機構理事長
1997年7月	大蔵省証券局企業財務課長	2017年10月	国際預金保険協会 (IADI) 会長
2002年7月	金融庁総務企画局審議官	2021年4月	株式会社オープンハウス顧問
2004年7月	同庁総括審議官	2022年4月	当社取締役 (現任)
2005年8月	同庁総務企画局長	2023年6月	東京経済大学非常勤理事 (現任)
2008年7月	同庁監督局長	2024年6月	信金中央金庫理事相談役 (現任)

### 社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

金融庁長官、預金保険機構理事長等を歴任し、金融行政において豊富な経験と幅広い知見を有していることに加え、青森県出身者として地域への深い理解を有しております。

こうした経験や知見が活かされており、今後も持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年3ヵ月となります。

候補者  
番号

10

かたの たけし  
片野 健

新任

社外

独立

生年月日

1963年4月30日生

取締役会の出席状況

—

所有する当社の株式の種類および数

普通株式

0株



### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	株式会社第一勧業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行	2019年4月	株式会社みずほ銀行執行役員 I・システム統括第一部長
2009年4月	同行 I・システム統括部次長	2020年4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員 I・システムグループ副グループ長
2012年1月	みずほ情報総研株式会社銀行システム業務統括部プロジェクトマネジャー	2020年4月	株式会社みずほ銀行常務執行役員 I・システムグループ副グループ長
2012年4月	同社勘定系第1事業部プロジェクトマネジャー	2022年10月	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社監査役
2013年4月	株式会社みずほ銀行 I・システム統括部副部長	2024年4月	株式会社オリエントコーポレーション常務執行役員 I・システムグループ副グループ長
2014年7月	株式会社みずほフィナンシャルグループ I・システム企画部副部長	2026年4月	株式会社オリコプロダクトファイナンス取締役副社長執行役員 (現任)
2014年7月	株式会社みずほ銀行 I・システム企画部副部長		
2016年4月	同行 I・システム統括第一部長		
2017年4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ I・システム統括部共同部長		

### 社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

大手銀行や大手信販会社の役員を務め、会社経営と金融実務に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、これまでの職務・職責を適切に果たしてまいりました。

当社においても、こうした経験や知見を活かし、今後の持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに当社グループの取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。

- 注 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三國谷勝範氏および片野健氏は、社外取締役候補者であります。
3. 三國谷勝範氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。  
片野健氏が社外取締役に選任され就任した場合、東京証券取引所規則に定める独立役員となる予定であります。
4. 取締役との責任限定契約について  
三國谷勝範氏は、当社との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。  
片野健氏が社外取締役に選任され就任した場合、当社との間で会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 取締役との役員等賠償責任保険契約について  
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。各取締役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。  
役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・保険料は全額当社が負担する。
  - ・当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由がある。

## 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。  
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位	取締役会の出席状況
①	もり やま かず ひろ 森 山 和 宏	男性	— <b>新任</b>	—
②	いわ き がわ まさ し 岩木川 雅 司	男性	取締役 監査等委員 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	18回/18回 (100%)
③	いし だ み え 石 田 深 恵	女性	取締役 監査等委員 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	18回/18回 (100%)
④	かわ た よし てる 河 田 喜 照	男性	取締役 監査等委員 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	14回/14回 (100%)

(注) 河田喜照氏は、昨年の定時株主総会（2025年6月25日開催）において新たに取締役に選任されました。よって、同氏の取締役会の出席状況は、同日以降に開催された取締役会を対象としております。

候補者  
番号

1

もり やま かず ひろ  
森山 和宏

新任



生年月日

1968年3月19日生

取締役会の出席状況

所有する当社の株式の種類および数

普通株式

900株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月	株式会社青森銀行入行	2023年6月	同行理事市場国際部長
2014年4月	同行観光通支店長	2024年6月	同行取締役監査等委員
2016年4月	同行リスク統括部法務コンプライアンス室長兼 リスク統括部副部長	2025年1月	株式会社青森みちのく銀行取締役監査等委員 (現任)
2017年6月	同行市場国際部長		

#### 取締役候補者とした理由

株式会社青森銀行において営業店長を1ヵ店務めたほか、市場部門やリスク管理部門に携わる等、豊富な実務経験と高い識見を有しております。直近では、子銀行の取締役監査等委員として手腕を発揮してまいりました。

こうした経験や知見を活かすことにより、今後の当社の持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化が期待できると判断し、監査等委員である取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

2

いわ き がわ まさ し  
岩木川 雅司

再任

社外

独立



生年月日

1959年5月26日生

取締役会の出席状況

100% (18回/18回)

所有する当社の株式の種類および数

普通株式

0株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	日興証券株式会社入社	2015年4月	SMBC日興証券株式会社代表取締役副社長
1998年12月	同社営業企画部長	2018年3月	同社副社長執行役員
2001年3月	同社商品企画部長	2019年6月	同社代表取締役兼副社長執行役員
2002年3月	同社執行役員商品本部共同本部長	2020年3月	同社顧問
2005年2月	同社常務取締役	2020年8月	ヒューレックス株式会社執行役員
2006年2月	同社専務取締役	2021年10月	同社顧問 (現任)
2007年2月	日興コーディアル証券株式会社 (現SMBC日興証券株式会社) 専務取締役	2022年4月	当社取締役監査等委員 (現任)
		2025年6月	スルガ銀行株式会社社外取締役 (現任)

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

大手証券会社において代表取締役を務めた経験を有する等、金融分野において豊富な経験と幅広い知見を有していることに加え、青森県出身者として地域への深い理解を有しております。

こうした経験や知見を活かされており、今後も持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに当社グループの監査機能や取締役会の意思決定・監督機能の実効性強化が期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

なお、同氏の当社社外取締役 (監査等委員) としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年3ヵ月となります。

候補者  
番号

3

いし だ  
石田 深恵

再任

社外

独立

生年月日 1975年4月25日生

取締役会の出席状況 100% (18回/18回)

所有する当社の株式の種類および数 普通株式 0株



#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2008年9月	弁護士登録（第二東京弁護士会）	2022年4月	当社取締役監査等委員（現任）
2008年9月	石田法律事務所入所（現任）	2026年2月	北興化学工業株式会社社外監査役（現任）
2018年6月	株式会社青森銀行取締役監査等委員		

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として、法律に関する高い見識と専門性を有しており、企業法務に関する実務経験も豊富であります。2018年より株式会社青森銀行の社外取締役（監査等委員）を務め、経営から独立した立場からの提言等により取締役会の活性化に貢献してまいりました。

こうした経験や知見が活かされており、今後も持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに当社グループの監査機能や取締役会の意思決定・監督機能の実効性強化が期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

なお、同氏の当社社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年3か月となります。

候補者  
番号

4

かわ た  
河田 喜照

再任

社外

独立

生年月日 1959年10月7日生

取締役会の出席状況 100% (14回/14回)

所有する当社の株式の種類および数 普通株式 0株



#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	株式会社東奥日報社入社	2018年11月	株式会社東奥日報社執行役員編集局長
2001年4月	同社政治経済部次長	2019年11月	同社代表取締役社長
2006年4月	同社東京支社編集部長	2019年11月	社団法人共同通信社理事
2009年4月	同社編集部デジタル編集部長	2020年11月	株式会社東奥日報社取締役デジタル局長
2011年11月	同社総務局秘書部長	2022年4月	公立大学法人青森公立大学非常勤講師（現任）
2016年11月	同社弘前支社長	2025年6月	当社取締役監査等委員（現任）
2017年4月	国立大学法人弘前大学経営協議会委員		

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

青森県内最大手の新聞社において代表取締役を務めた経験に加え、地域の社会・政治・経済に関する幅広い知見を有しております。

こうした経験や知見が活かされており、今後も持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに当社グループの監査機能や取締役会の意思決定・監督機能の実効性強化が期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

なお、同氏の当社社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

- 注
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 岩木川雅司氏、石田深恵氏および河田喜照氏は、社外取締役候補者であります。
  3. 岩木川雅司氏、石田深恵氏および河田喜照氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
  4. 取締役との責任限定契約について  
岩木川雅司氏、石田深恵氏および河田喜照氏は、当社との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。  
責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
    - ・取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
    - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
  5. 取締役との役員等賠償責任保険契約について  
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。各取締役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。  
役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりであります。
    - ・保険料は全額当社が負担する。
    - ・当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由がある。
  6. 石田深恵氏は、2018年6月から2022年3月まで当社子会社である株式会社青森銀行の社外取締役(監査等委員) でありました。

## (ご参考) スキル・マトリックス

当社の取締役会は、全体として多様な知見や専門性を備え、バランスのとれた構成としています。  
社内取締役および社外取締役が有するスキルのうち、取締役会において特に発揮が期待されるものは、以下のとおりであります。

## 社内取締役

地位	氏名	取締役会において特に発揮が期待されるスキル						
		企業経営	営業・マーケティング	財務・会計	リスクマネジメント	人事・人材開発	DX/ICT	国際・市場運用
取締役会長	成田 晋	●		●	●			
取締役社長	石川 啓太郎	●	●	●				
取締役副社長	藤澤 貴之	●		●		●		
取締役	森 庸		●			●		
取締役	白鳥 元生		●	●		●		
取締役	須藤 慎治	●					●	●
取締役	木立 晋			●			●	●
取締役	古里 卓也		●	●	●			
取締役 (監査等委員)	森山 和宏				●			●

## 社外取締役

地位	氏名	取締役会において特に発揮が期待されるスキル				
		企業経営	行政	法律	金融	地域経済
社外取締役	三國谷 勝範		●		●	●
社外取締役	片野 健	●			●	
社外取締役 (監査等委員)	岩木川 雅司	●			●	●
社外取締役 (監査等委員)	石田 深恵			●		
社外取締役 (監査等委員)	河田 喜照	●				●

- (注) 1. 本株主総会における第2号議案および第3号議案の各取締役候補者が選任された後に予定されている取締役体制となります。  
2. 特に発揮が期待されるスキルの一覧であり、各人の有する全ての知見を表すものではありません。

(ご参考)

## 社外役員の独立性判断基準

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

(社外役員の独立性判断基準)

当社は、独立性判断基準を以下の通り策定しております。

1. 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者ではないこと。
2. 当社グループの主要な取引先である者またはその業務執行者ではないこと。
3. コンサルタント、会計専門家または法律専門家等については、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。
4. 当社グループの主要株主またはその業務執行者ではないこと。
5. 当社グループより、多額の寄附金を得ている者またはその業務執行者ではないこと。
6. 上記1. から5. に過去3年以内に該当していないこと。
7. 上記1. から6. に該当する者（重要でない者を除く）の近親者ではないこと。

※1 「当社グループを主要な取引先とする者」：当社グループとの取引による売上高が、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上である先をいう。

※2 「当社グループの主要な取引先である者」：当該取引先との取引による収益が当社グループの直近事業年度の連結粗利益の2%以上である先をいう。

※3 「多額」：過去3年平均で年間10百万円または当該取引先の年間費用の30%のいずれか大きい額を超える金額とする。

※4 「主要株主」：直接・間接に10%以上の議決権を有する株主とする。

※5 「重要でない者」：会社の役員および部長クラスでない者とする。

※6 「近親者」：二親等以内の親族とする。

以 上

## 第4期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 事業報告

### 1. 当社の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

##### (企業集団の主要な事業内容)

当社グループは、銀行持株会社である当社および株式会社青森みちのく銀行（以下、「青森みちのく銀行」といいます。）を含む連結子会社10社で構成され、銀行業を中心にリース業、クレジットカード業、コンサルティング業、債権回収業などの金融サービスに係る事業を行っております。

##### (金融経済環境)

2025年度における国内経済は緩やかな拡大傾向にあります。個人消費は底堅く推移し、企業の設備投資も堅調に推移するなど、内需の増加が国内景気の回復をけん引しました。価格転嫁も徐々に進展し、底堅い内需とインバウンド需要が下支えし、企業業績は非製造業を中心に改善が続いています。金融市場では、2025年12月に日本銀行の金融政策決定会合で政策金利が約30年ぶりの水準となる0.75%程度に引き上げられました。長期金利も利上げを受けて上昇し、2%を超える水準が続いています。今後も経済・物価情勢を確認しながら利上げは続くことと予想されており、長期金利も緩やかに上昇していく見通しとなっています。

また、賃金の上昇が継続しており、2026年度の春闘においても高水準での賃上げ実現が見込まれます。今後も地政学リスクやインフレ再燃リスクはあるものの、実質賃金の改善により家計の購買力が上昇し、個人消費は底堅く推移することで内需が景気を下支えし、景気回復が続く見通しです。

青森県内においては、企業の景況感は青森県東方沖地震や大雪の影響で一時的に弱くなったものの、個人消費はコンビニエンスストアやドラッグストア、家電販売を中心に堅調で、宿泊需要もインバウンドを含め前年を上回って推移するなど、基調として緩やかに回復しています。

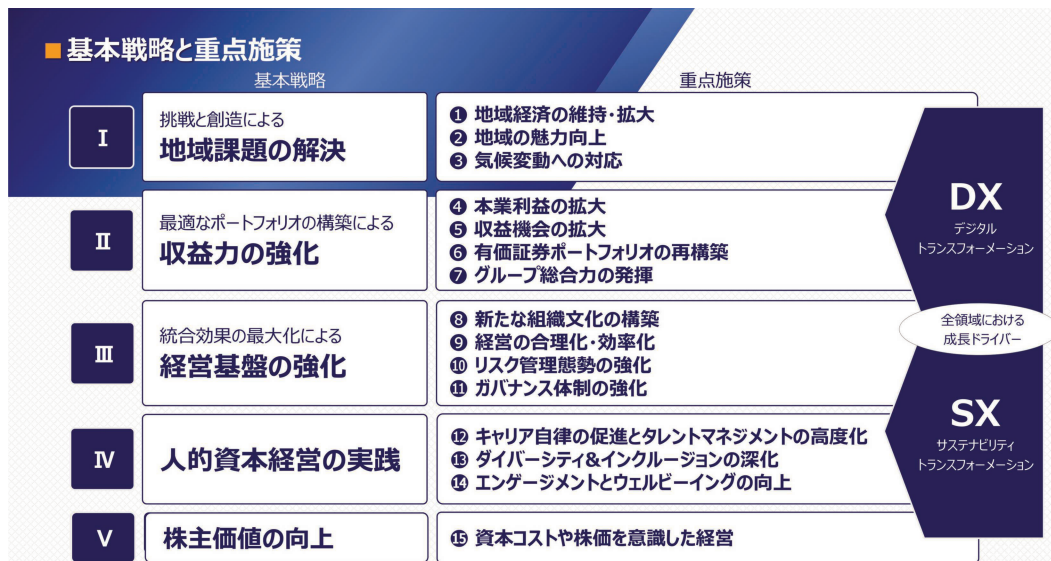
##### (企業集団の事業の経過及び成果)

###### ○第2次中期経営計画

当社グループでは、2025年4月から2028年3月までを計画期間とする第2次中期経営計画『挑戦と創造2nd stage』～地域の好循環を目指して～をスタートさせました。

本計画は、Vision～10年後の目指す姿～を、「ずっと住みたい、帰ってきたい地域のために『豊かさ』を生み出す未来創造グループ」とし、そこに至るまでに今後10年間で取り組むべき課題がマテリアリティであるとの認識のもと、足元3年間で取り組むべき課題を本計画のテーマとして整理し策定いたしました。

本計画では、計画期間を統合シナジーの本格発揮期間と位置付け、「地域課題の解決」、「収益力の強化」、「経営基盤の強化」、「人的資本経営の実践」、「株主価値の向上」の5つの基本戦略と15の重点施策を掲げ、当社グループが地域とともに持続的に成長するための好循環を創出する仕組みの構築に取り組んでおります。



2025年度は、本計画の初年度として、また傘下子銀行の合併により2025年1月に発足した青森みちのく銀行の初の通期事業年度として、組織の一体化や体制整備を図るとともに、地域課題解決への取り組みを強化してまいりました。

2025年度における主な取り組みなどは次のとおりであります。

○青森みちのく銀行における営業体制の構築

青森みちのく銀行では、営業店事務やシステム面の安定移行の確認を経て、2025年9月より14か店の店舗統合を実施いたしました。

営業店への職員配置に関しては、2025年4月より、店舗統合が決定している店舗間において、職員が双方の店舗を兼務可能とする「ユニット営業体制」をスタートするとともに、同年11月からは、店舗統合の対象としていない一部の店舗間についても、職員の兼務発令を実施することにより、組織の一体化を促進し、効率的な営業活動や安定的な営業店運営を図ってまいりました。

ローン分野においては、2025年7月に十和田地区及びむつ地区にローン業務を専門に扱う「ローンデスク」を開設いたしました。ローン相談にかかる専門スタッフを配置し、相談から契約手続までをワンストップで対応できる体制を構築することにより、多様化するお客さまのニーズへのスピーディな対応に努めてまいりました。

こうした取り組みを通じ、統合効果の早期発揮を目指すとともに、より質の高い金融サービスの提供に努めております。

○本部組織の強化

今次中期経営計画における戦略及び重点施策を着実に遂行するため、2025年6月に当社及び青森みちのく銀行の本部機構の見直しを実施いたしました。当社では、従来の「地域共創部」の役割や体制を見直し、地域課題解決に向けたグループ一体での取り組みを統括、指揮する「地域戦略事業部」へ改組いたしました。加えて、青森みちのく銀行内には、「地域開発部」及び「ストラクチャードファイナンス室」ならびに「DX推進室」といった、新たな組織を設置いたしました。

「地域開発部」は、本計画の最優先課題である「地域課題の解決」の具現化を企図し、青森みちのく銀行内へ新設した部署であり、円滑かつ深度ある行政連携を目指すとともに、公共団体等と連携した地域課題の解決や地域開発に向けた取り組みに係る当社グループ内の司令塔としての役割を担っております。

また、「ストラクチャードファイナンス室」及び「DX推進室」は、「地域課題の解決」を果たしていくための土台となる収益力や組織体制の強化を企図し、青森みちのく銀行内へ新設した部署であり、各分野において複数部署に跨っていた機能を集約し、専担化させることで、これらの取り組みをより一層強化してまいりました。

○地域課題解決に向けた取り組み

(地域事業者の海外展開支援)

地域経済の維持・拡大に向け、お客さまの海外展開に関するご支援を強化すべく、2025年4月、お客さまの海外販路開拓を応援する「海外挑戦塾」を新設いたしました。本塾では、海外展開のノウハウを有する県内上場企業と連携の上、明確な数値目標とKPIを定め、本気で海外販路開拓に取り組むお客さまに対し、伴走支援を行ってまいりました。

(地域における所得向上・労働力確保に向けた青森県との協働)

2025年7月、青森県と青森みちのく銀行は「所得向上・労働力確保に向けた連携に関する協定」を締結いたしました。本協定は、青森県と青森みちのく銀行がそれぞれ有する人的・物的・知的資源を活用し、県民の所得向上や県内事業者の労働力確保に資する対策を検討・実践していくことで、人口減少社会においても地域経済の持続的発展を図っていくことを目的としております。

本協定締結後は、青森みちのく銀行地域開発部を中心に、青森県と約30のテーマについて、延べ90回以上の実務者レベルの対話を実施いたしました。その結果として、「スタートアップ創出」や「医療機関広域連携」等に関する計7事業について、事業化が実現いたしました。

青森県内に本店を置く唯一の地方銀行として、引き続き、青森県との連携を密にしながら、地域の豊かさを追求してまいります。

(金融の枠組みを超えた地域発ビジネス)

他業銀行業高度化等会社であるあおもり創生パートナーズ株式会社において、金融の枠組みを超えた地域の課題解決や地域ポテンシャルの最大化に資する新規事業の開発に挑戦しております。2026年3月には、その取り組みの1つである「耕畜連携もみ殻事業」について、これまでの検証活動を経て本格事業化へ至りました。

本事業は、稲作が盛んな津軽地域において「もみ殻」の処理に苦慮する稲作事業者と県南地域において既存敷料である「おが粉」の不足・価格上昇等から「もみ殻」への移行を望む畜産事業者の双方が抱える課題を解決すべく、「もみ殻」を1/3に圧縮加工して津軽地域から南部地域へ流通するビジネスモデルとなっております。2022年度に着想を得て以降、検証活動を重ねてまいりましたが、稲作事業者・畜産事業者の双方から高評価を得られたことも後押しとなり、今般の事業化に至っております。

### ○グループ事業の強化

地域、お客さまのご要望へ、グループ一丸となり幅広くお応えすべく、今次中期経営計画では、重点施策の一つとして「グループ総合力の強化」を掲げております。

これまでリース事業においては、あおぎんリース株式会社とみちのくリース株式会社の両社にて事業を展開していましたが、両社のノウハウや情報・ネットワークの融合を通じた提案力の強化及び経営の効率化による収益機会の拡大に取り組むべく、2025年12月の両社の取締役会において、合併を決議いたしました。

両社は、2026年7月1日に合併し、「青森みちのくリース株式会社」として新たにスタートする予定としております。地域密着型リース会社として、スピーディな対応とニーズを捉えた提案によりお客さまの事業の拡大に貢献すべく、引き続き万全な合併準備を進めてまいります。

### ○サステナビリティ推進

当社グループでは、「サステナビリティ方針」を定め、ステークホルダーとの5つのお約束を掲げるとともに、地域及び当社の持続的発展に向け、事業活動において優先的に取り組むべき7つのマテリアリティ（重要課題）を特定しております。また、2025年6月には、「環境や社会に配慮した投融資方針」を策定し、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めております。

#### マテリアリティ ー今後10年間で取り組むべき課題ー

1	地域経済活性化の支援	2	地域資源の付加価値向上
3	気候変動・脱炭素への対応	4	自然環境保全への貢献
5	自律人材の育成・活躍促進	6	ダイバーシティ&インクルージョンの推進
7	株主価値向上		

このマテリアリティの下、青森みちのく銀行では、お客様のサステナブル経営に関するご支援を強化しております。2025年7月には、新たに「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の取り扱いを開始しました。本商品は、お客様の事業が及ぼす環境・社会・経済へのインパクトについて、青森みちのく銀行が包括的に分析・評価し、その改善に向けた活動を継続的にご支援するものであります。

また、青森県内3か所において、お客様向けに「サステナブル経営実践セミナー」を開催し、外部環境の変化や行政の取り組み、青森みちのく銀行のサポートメニュー等を紹介しました。

サステナブル経営に関する社会的関心が高まる中、引き続き地域やお客様の持続可能性に資する取り組みを強化してまいります。

このように、2025年度は今次中期経営計画に基づき、組織体制の強化や地域・お客様の課題解決に資する取り組みに努めてまいりました結果、当社の業績は次のようになりました。

### ○当社グループの連結業績

主要勘定につきましては、預金等（譲渡性預金を含む。）は期中436億円増加し5兆3,065億円、貸出金は期中126億円減少し3兆4,951億円、有価証券は期中1,095億円増加し1兆391億円となりました。

損益状況につきましては、連結経常利益は、資金利益の増加に加え、前期計上した子銀行の合併関連一時費用の剥落により営業経費が減少し、前期比41億25百万円増益の65億57百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益の増益により、前期比25億56百万円増益の37億83百万円となりました。

### (企業集団の対処すべき課題)

当社グループが営業基盤とする青森県においては、少子高齢化や人口減少といった社会構造の変化に伴う影響が中長期的に継続することが見込まれております。

また、金融・経済環境に目を向けますと、日本銀行による金融政策の転換以降、金利は上昇基調で推移しており、これまでの低金利環境を前提とした経営からの転換が現実の経営課題として顕在化しております。加えて、海外経済・金融市場の動向や通商政策の影響、緊迫が続く中東情勢を背景に、資本市場の変動性も高まっており、先行きについては不確実性の高い状況が続いております。

一方で、豊かな自然環境や観光資源等を背景に、地域経済の活性化に向けた成長余地を有しているほか、デジタル技術の進展は、新たなビジネス機会の創出や生産性向上に寄与することが期待されております。

こうした環境認識の下、当社グループは、「ふるさとの地域課題を解決し 彩り豊かな未来を創造する」というミッションの実現に向け、2025年4月よりスタートした今次中期経営計画に基づき、統合シナジーの本格的な具現化を着実に推し進めております。本計画における諸施策の遂行により、構造的な地域課題への対応と、金利上昇をはじめとする環境変化への適応を両輪として進めつつ、地域資源の活用やデジタル技術の進展を成長ドライバーとして位置付け、地域課題の解決と当社グループの成長の両立を目指してまいりたいと考えております。

株主の皆さまには、一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

## イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	77,620	76,847	84,674	95,278
経常利益	5,106	4,094	2,432	6,557
親会社株主に帰属する 当期純利益	48,957	2,817	1,227	3,783
包括利益	34,654	4,520	△7,613	6,002
純資産額	184,439	167,348	158,303	162,761
総資産	5,973,429	5,972,529	6,061,642	5,845,495

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 2022年度に負ののれん発生益471億円を特別利益に計上しております。  
 3. 2023年度より割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更しており、2022年度については遡及適用後の数値を記載しております。

## ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
営業収益	4,216	2,663	2,301	2,501
受取配当金	4,015	2,462	2,100	2,300
銀行業を営む子会社	4,015	2,462	2,100	2,300
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	3,288	1,760	1,358	1,748
1株当たり当期純利益	円 銭 107 81	円 銭 61 98	円 銭 47 82	円 銭 61 67
総資産	139,151	119,242	119,161	119,449
銀行業を営む子会社株式等	136,020	116,179	116,179	116,179
その他の子会社株式等	—	49	49	49

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

## (3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		
	銀行業	リース業	その他の事業
使用人数	2,110人	46人	28人

注 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。なお、在籍者数で記載しております。

## (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

## イ. 銀行業

株式会社青森みちのく銀行

## ① 営業所数

			当 年 度 末	
			店	うち出張所
青	森	県	155	( 3 )
北	海	道	10	( — )
秋	田	県	5	( — )
岩	手	県	3	( — )
宮	城	県	2	( — )
東	京	都	2	( — )
合 計			177	( 3 )

注 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を188か所設置しております。  
2. 上記の営業所数には支店内支店方式により営業する店舗も含めて記載しております。

## ② 当年度新設営業所

当年度新設営業所は該当ありません。

なお、以下の店舗について統廃合を行っております。

(廃止店舗) (統合店舗) (統合日)

・イトーヨーカドー青森店出張所 青森南支店 2026年3月30日

また、当年度において次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

○店舗外現金自動設備 (2カ所)

・イオンスタイル八戸沼館出張所 (青森県八戸市)

・県民生協はまなす館出張所 (青森県青森市)

- . リース業及びその他の事業  
 リース業及びその他の事業の営業所等の状況につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況 □. 子会社等の状況」をご参照ください。

## (5) 企業集団の設備投資の状況

### イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	合 計
設備投資の総額	3,290	165	22	3,478

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	会 社 名	内 容	金 額
銀行業	株式会社青森みちのく銀行	店舗改修等	741

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

## イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

## ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要事業内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社 青森みちのく銀行	青森市橋本一丁目9番30号	銀行業	百万円 19,562	% 100.00	—
あおり創生パートナーズ株式会社	青森市勝田一丁目3番1号	コンサルティング業	50	100.00	—
青銀甲田株式会社	青森市古川一丁目16番16号	不動産賃貸業	10	(100.00)	—
あおぎんカードサービス株式会社	青森市古川一丁目16番16号	クレジットカード業	56	(100.00)	—
あおぎんリース株式会社	青森市古川一丁目16番16号	リース業	60	(100.00)	—
あおぎん信用保証株式会社	青森市古川一丁目16番16号	住宅ローンの信用保証業	30	(100.00)	—
みちのくリース株式会社	青森市橋本一丁目4番10号	リース業	90	(100.00)	—
みちのく信用保証株式会社	青森市奥野一丁目3番12号	住宅ローンの信用保証業	100	(100.00)	—
みちのくカード株式会社	青森市奥野一丁目3番12号	クレジットカード業	30	(100.00)	—
みちのく債権回収株式会社	青森市本町一丁目2番20号 青森柳町ビル2階	債権管理回収業	500	(100.00)	—

注 1. 上記の10社はすべて連結対象としております。

2. 資本金は単位未満を、議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当社が有する子会社等の議決権比率の( )内は間接議決権比率であります。

## 重要な業務提携の概況

該当事項はございません。

### (7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社青森みちのく銀行	1,000百万円	—	—

### (8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員（取締役）に関する事項

## (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
成 田 晋	取 締 役 社 長 (代表取締役) 監査部担当		
藤 澤 貴 之	取 締 役 副 社 長 (代表取締役)	株式会社青森みちのく銀行 取締役会長 (代表取締役)	
石 川 啓 太 郎	取 締 役 副 社 長 (代表取締役) 地域戦略事業部担当	株式会社青森みちのく銀行 取締役頭取 (代表取締役)	
森 庸	取 締 役	株式会社青森みちのく銀行 取締役専務執行役員	
白 鳥 元 生	取 締 役	株式会社青森みちのく銀行 取締役専務執行役員	
須 藤 慎 治	取 締 役 リスク統括部担当	株式会社青森みちのく銀行 取締役専務執行役員	
大 川 英 幸	取 締 役 人事企画部担当	株式会社青森みちのく銀行 取締役常務執行役員	
木 立 晋	取 締 役 経営企画部担当	株式会社青森みちのく銀行 取締役常務執行役員	
三 國 谷 勝 範	取 締 役 (社外取締役)	学校法人東京経済大学 非常勤理事 信金中央金庫 理事相談役	
樋 口 一 成	取 締 役 (社外取締役)	株式会社コロワイド 社外取締役 (監査等委員)	
葛 西 俊 介	取 締 役 監 査 等 委 員		
岩 木 川 雅 司	取 締 役 監 査 等 委 員 (社外取締役)	ヒューレックス株式会社 顧問 スルガ銀行株式会社 社外取締役	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
石田 深 恵	取締役 監査等委員 (社外取締役)	弁護士 北興化学工業株式会社 社外監査役	
河 田 喜 照	取締役 監査等委員 (社外取締役)	公立大学法人青森公立大学 非常勤講師	

- 注 1. 取締役三國谷勝範及び樋口一成、取締役監査等委員岩木川雅司、石田深恵及び河田喜照各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役監査等委員葛西俊介氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通したものが重要な会議への出席や、会計監査人及び内部監査部門等との連携を密に図ること等により得られた情報を、監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
3. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任時の地位および担当	退任年月日
田 村 強	取締役	2025年6月25日
若 槻 哲太郎	取締役監査等委員 (社外取締役)	2025年6月25日

注 若槻哲太郎氏は、辞任による退任であります。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### イ. 取締役の報酬等の決定に関する方針ならびに手続等

#### 1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、当社グループの持続的な成長及び企業価値の向上を図るインセンティブとして適切に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定については、役位・職責に応じ適正な水準とすることを基本方針としております。本方針は、指名報酬等委員会による審議を行ったうえで、2025年6月23日開催の取締役会において定めております。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬等は、月額報酬、賞与、業績連動型株式報酬で構成し、監査等委員である取締役及び社外取締役については、業務執行を行う他の取締役から独立した立場であることを考慮し、月額報酬のみとしております。

なお、当社は銀行持株会社として、子銀行である株式会社青森みちのく銀行と一体的に報酬制度を整備・運用することとし、両社を兼務する場合は、報酬等を一定割合で按分するものとしております。

2. 月額報酬

月額報酬は、月次の基本報酬とし、グループの業績・財務状況、役職員の報酬・給与水準及び同業他社の役員報酬の状況等を総合的に勘案したうえで、役位に応じ決定しております。

3. 賞与

賞与は、単年度の業績に対するインセンティブとして毎年一定の時期に支給しております。「親会社株主に帰属する当期純利益」を業績指標とし、役位別の基準額に、業績指標の水準に応じた支給倍率を乗じて決定しております。

4. 業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との価値共有を明確にするため、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託と称される仕組みにより支給しております。

信託期間中の毎事業年度終了後の一定の時期に、役位に応じた「固定ポイント」と、毎事業年度における業績目標及び非財務目標の達成度に応じて変動する「業績連動ポイント」を付与し、当社及び株式会社青森みちのく銀行の双方の退任時に、受益者要件を充足した取締役に対し、保有するポイントに応じた当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付しております。

毎事業年度における業績連動ポイントは、親会社株主に帰属する当期純利益、連結ROE、取引先総売上高及び当社GHG排出量の4つの指標の目標達成度等に応じて決定しております。各指標の選択理由として、親会社株主に帰属する当期純利益及び連結ROEは中期経営計画への達成意欲を高めるために、取引先総売上高及び当社GHG排出量はサステナビリティ経営の実効性向上を目的に、それぞれ指標として導入しております。

(付与ポイントの算定式)

固定ポイント＝役位毎の報酬基準額÷信託期間を延長した当該事業年度の営業日初日の東京証券取引所における会社株式の終値

業績連動ポイント＝役位毎の報酬基準額÷信託期間を延長した当該事業年度の営業日初日の東京証券取引所における会社株式の終値×業績連動係数

(業績連動係数)

業績連動係数＝親会社株主に帰属する当期純利益の業績連動係数×25%＋連結ROEの業績連動係数×25%＋取引先総売上高の業績連動係数×25%＋当社GHG排出量の業績連動係数×25%

親会社株主に帰属する当期純利益		連結ROE	
目標達成率	業績連動係数	目標達成率	業績連動係数
170%以上	1.5	170%以上	1.5
160%以上170%未満	1.4	160%以上170%未満	1.4
150%以上160%未満	1.3	150%以上160%未満	1.3
140%以上150%未満	1.2	140%以上150%未満	1.2
120%以上140%未満	1.1	120%以上140%未満	1.1
100%以上120%未満	1.0	100%以上120%未満	1.0
90%以上100%未満	0.9	90%以上100%未満	0.9
80%以上 90%未満	0.8	80%以上 90%未満	0.8
80%未満	0.0	80%未満	0.0

注 2025年度は、取引先総売上高及び当社GHG排出量の業績連動係数は1.0としております。

(業績連動係数の基礎となる2025年度の業績)

業績目標項目	目標値 (百万円、%)	実績 (百万円、%)	達成率
親会社株主に帰属する当期純利益	3,240	3,783	116%
連結ROE	1.98	2.19	110%

5. 個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の種類別の報酬割合については、同業他社の役員報酬の状況等を踏まえたうえで、健全なインセンティブとして機能するよう適切な支給割合を決定しております。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、株主総会で承認されている報酬額の範囲内で、代表取締役社長及び社外取締役にて構成する指名・報酬等委員会にて透明性をもって審議を行い、取締役会において決定しております。なお、監査等委員会において妥当性等の検証を行い、妥当であるとの判断が示されております。

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で承認されている報酬額の範囲内で、監査等委員会の協議により決定しております。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2023年6月28日開催の第1期定時株主総会決議により定められた報酬等の限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く）は、取締役（監査等委員である取締役を除く）については年額300百万円、監査等委員である取締役については年額60百万円であります。なお、当該決議当時の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は10名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）であります。

また、上記取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の限度額とは別に、2025年6月25日開催の第3期定時株主総会の決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）及び執行役員を対象とする業績連動型株式報酬制度「役員報酬BIP信託」を導入しております。当該信託において、信託に拠出する信託金の上限金額は、3事業年度で合計360百万円、付与されるポイントに相当する当社株式の上限は、1事業年度あたり60,000株であります。なお、当該決議時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は8名であります。

ハ. 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	賞 与	非金銭報酬等
取 締 役 (監査等委員を除く)	11名	142	103	17	21
		277	199	29	48
取 締 役 (監 査 等 委 員)	5名	35	35	—	—
		35	35	—	—
合 計	16名	178	138	17	21
		313	234	29	48

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2025年6月25日付で退任した取締役1名及び取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
3. 各区分の上段は当社からの報酬金額、下段は当社からの報酬及び子銀行からの報酬を合算した金額を表示しております。  
 なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）のうち社外取締役（2名）の報酬等の総額は100百万円、監査等委員である取締役のうち社外取締役（4名）の報酬等の総額は16百万円であり、いずれも当社からの基本報酬のみとなっております。
4. 賞与の欄には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額を記載しております。また、非金銭報酬等には、業績連動型株式報酬額（当事業年度に付与されたポイントに係る費用計上額）を記載しております。

### (3) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当社は、定款の規定に従い、取締役である三國谷勝範、樋口一成、岩木川雅司、石田深恵及び河田喜照各氏と、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

### (4) 補償契約

該当事項はございません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社ならびに子会社である株式会社青森みちのく銀行およびあおもり創生パートナーズ株式会社の取締役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
三國谷 勝 範	学校法人東京経済大学 非常勤理事 信金中央金庫 理事相談役
樋 口 一 成	株式会社コロワイド 社外取締役（監査等委員）
岩木川 雅 司	ヒューレックス株式会社 顧問 スルガ銀行株式会社 社外取締役
石 田 深 恵	弁護士 北興化学工業株式会社 社外監査役
河 田 喜 照	公立大学法人青森公立大学 非常勤講師

注 社外役員が兼職している他の法人等と当社との間には、記載すべき重要な関係はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び 監査等委員会への出席状況	取締役会及び監査等委員会 における発言その他の活動状況
三國谷 勝 範	4年	当期開催された取締役会18回のすべてに出席しております。	<p>金融庁長官、預金保険機構理事長等を歴任した経験等、金融行政における豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役会、指名・報酬等委員会において活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。</p> <p>また、指名・報酬等委員会の委員長としてその決定プロセスに大きな役割を果たしております。</p>
樋 口 一 成	4年	当期開催された取締役会18回のうち17回に出席しております。	<p>大手銀行の役員や大手クレジットカード会社の代表取締役を歴任した経験等、会社経営と金融実務に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役会、指名・報酬等委員会において活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。</p> <p>また基盤的サービス諮問委員会の委員長として、当社グループが実施する不当な不利益防止策の実効性検証にあたり大きな役割を果たしております。</p>

氏名	在任期間	取締役会及び 監査等委員会への出席状況	取締役会及び監査等委員会 における発言その他の活動状況
岩木川 雅 司	4年	当期開催された取締役会18回及び監査等委員会14回のすべてに出席しております。	大手証券会社代表取締役を務めた経験等、金融分野における豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役会や監査等委員会、指名・報酬等委員会において活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。
石 田 深 恵	4年	当期開催された取締役会18回及び監査等委員会14回のすべてに出席しております。	弁護士としての、法律に関する高い見識と専門性を活かし、取締役会や監査等委員会、指名・報酬等委員会において活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。
河 田 喜 照	9か月	2025年6月の就任以降開催された取締役会14回及び監査等委員会11回のすべてに出席しております。	青森県内最大手の新聞社において代表取締役を歴任した経験等、会社経営者と地域社会・政治・経済に関する豊富な経験と情報力、幅広い知見をもとに、取締役会や監査等委員会、指名・報酬等委員会において活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	27	—

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。また「当社からの報酬等」については、基本報酬のみとなっております。

2. 上記には、2025年6月25日付で辞任した1名を含んでおります。

### (4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)の内容に対する社外役員の意見はございません。



#### (4) 役員保有株式

当事業年度に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式は以下の通りであります。

	株式数	交付対象
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	9,501株	1名

注 上記は、退任した取締役1名に対する業績連動型株式報酬制度に係る交付であります。

#### 5. 当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 久保 暢 子 指定有限責任社員 久保澤 和 彦	13	—

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。
3. 当社、当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は94百万円であります。
4. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由  
監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、前年度の監査実績の検証と評価、監査の遂行状況、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、妥当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 補償契約

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかに該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

### (1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し、取締役会においてその基本方針として以下の9項目につき決議しております。

#### イ. 当社およびグループ会社の取締役および職員等（以下、「役職員等」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 当社の取締役会は、当社およびグループ会社の役職員等が法令等遵守の重要性を認識するとともに、反社会的勢力との関係遮断を含めた社会的規範を遵守し、その職務を遂行するため、「コンプライアンス基本方針」および法令等遵守に関する規程等を制定する。
2. 当社の取締役会は、法令等に則った厳格な業務運営の確保のため、年度毎に「グループコンプライアンス・プログラム」を策定し、その推進ならびに進捗状況を管理する。加えて、業務全般の法令等遵守事項を審議し、法令等遵守全般の運営状況を管理することを目的として、経営会議の下に「コンプライアンス委員会」を設置する。
3. 当社の経営会議は、法令等遵守の全社横断的な一元管理を行うとともに、法令等遵守に必要な事項を審議、決定、指示する。また、経営会議は、法令等遵守に関する審議事項等を取締役に報告する。
4. 当社は、法令等遵守に関する統括部署としてリスク統括部を設置し、当社リスク統括部担当役員をコンプライアンス統括責任者とするほか、各部の部長をコンプライアンス責任者とし、法令等遵守体制の整備および維持を図る。必要に応じて各担当部署にて、要領・マニュアルの策定および研修を実施する。
5. 当社の取締役は、法令または定款に違反する重要な事実、または当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
6. 当社およびグループ会社の全ての役職員等は、「内部通報制度」の活用等により、コンプライアンスを実践するための職場環境の整備と不正・違反行為の未然防止、早期発見を図る。なお、当社の取締役会は、報告を行った役職員等が報告等を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。
7. 当社の内部監査部署である監査部は、当社およびグループ会社各部における法令等の遵守状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

**ロ. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

1. 当社取締役の職務の執行に係る情報・文書は、文書管理に関する規程等を制定し、保存および管理する。
2. 当社の取締役会、監査等委員会、経営会議、その他各種委員会の議事録は、法令及び各社内規程等に基づき作成し、適切に保存・管理する。

**ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

1. 当社の取締役会は、「リスク管理方針」を制定し、当社およびグループ会社のリスク管理に関する方針を決定するとともに、リスク全体の統括部署としてリスク統括部を設置し、リスクを管理する。加えて、経営企画部担当役員を委員長とする「ALM・収益管理委員会」および、リスク統括部担当役員を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。また、各種リスクについては、リスク毎の管理規程等に定める担当部署が、リスクを管理する。
2. 当社のリスク統括部は、当社の各担当部が所管する当社およびグループ会社における各種リスクを統括して管理を行うとともに、その結果について取締役会へ報告する。
3. 当社の監査部は、リスク管理体制の有効性について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。
4. 不測の事態が発生した場合には、危機管理対策本部を設置し、適切かつ迅速な対応策を審議・決定し、損害の拡大を防止する。

**二. 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

1. 当社の取締役会は、役職員等の業務執行の基本となる「中期経営計画」を策定するとともに、事業年度毎の「経営計画」を策定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
2. 当社の取締役会は、組織および職制・分掌・権限に関する規程等を制定し、効率的に業務を遂行する。
3. 当社の取締役会は、「取締役会規程」に定める一定事項の決定等について、経営会議または取締役社長へ委任することができる。取締役社長は、委任された事項の執行状況を取締役会へ報告する。
4. 当社の取締役は、業務執行状況について取締役会に報告する。

**ホ. 当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

1. 当社およびグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ体となった経営を行う。グループ会社の統括部署である経営企画部は、法令等遵守体制やリスク管理体制の整備等内部統制システムの整備を目的に、グループ会社の管理に関する規程を制定し、業務管理部署を定め、当社への協議および報告ならびにモニタリング等の体制を整備する。
2. 当社は、グループ会社が策定する事業年度毎の経営計画について、その業務執行状況の報告体制を整備するとともに、必要な規程等を整備するよう管理・指導し、業務が効率的に行われる体制を確保する。
3. 当社およびグループ会社は、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、当社およびグループ会社の財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

4. 当社およびグループ会社の役職員等が法令等違反に関する重要な事実を発見した場合には、リスク統括部に報告する。内部通報制度による場合は、定められた通報先へ報告する。なお、報告を行った役職員等が報告等を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。
  5. 当社の監査部は、当社およびグループ会社の業務執行状況について業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。
- ヘ. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および所定の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項**
1. 当社は、監査等委員会の職務を補助するために監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助する職員（補助者）を配置することにより、監査等委員会の監査等の実効性を確保する。
  2. 当社の監査等委員会補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。なお、監査等委員会補助者の独立性や指示の実効性を確保するため、監査等委員会補助者の人事異動・人事評価については、予め監査等委員会の同意を得る。
- ト. 当社およびグループ会社の役職員等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
1. 当社およびグループ会社の役職員等は、法令等に違反する重要な事実または当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、監査等委員会に必要な報告および情報を提供する。
  2. 当社およびグループ会社は、監査等委員会に報告および情報を提供した役職員等について、当該報告等を理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
  3. 当社の監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会その他、経営会議など重要な会議に出席できるものとし、必要に応じて役職員等にその報告を求めるほか、監査等委員がいつでも各種議事録の閲覧等により執行状況を確認しうるものとする。
  4. 当社は、当社の内部監査部門から当社の監査等委員会に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。
- チ. 当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

**リ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

1. 当社は、監査等委員会が代表取締役と経営課題、監査上の重要課題等について定期的に意見交換を行うなど連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。
2. 当社は、監査等委員会が会計監査人と会計監査内容について、定期的に意見および情報の交換を行うなど、連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。

**(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要**

上記方針に基づく当社グループの内部統制システムの当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

**イ. 役職員等の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保**

定例取締役会12回、臨時取締役会6回を開催しました。また、取締役会から委任を受けた事項にかかる決定機関として設置している経営会議（37回）等を開催しました。

**ロ. 法令等遵守体制**

コンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、プログラムの進捗・達成状況を経営会議（4回）および取締役会へ報告（4回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力との取引遮断等について、経営会議において審議し、その内容を取締役会に報告しました。

**ハ. リスク管理体制**

各種リスク管理の状況についてリスク管理委員会及びA L M・収益管理委員会、にてモニタリングし、リスク管理態勢の状況について取締役会に報告（4回）しました。

**ニ. 当社グループにおける業務の適正の確保**

グループ会社の実績について、取締役会および経営会議に報告（4回）し、当社グループにおける経営課題の把握と方針について討議を行いました。

**ホ. 監査等委員の監査が実効的に行われることの確保等**

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名で構成され、原則として毎月1回開催しております。監査等委員会監査につきましては、監査等委員会監査等基準に基づき監査等委員会で決議した監査方針及び年度監査計画に従って、取締役会等における取締役の職務執行状況の監視・検証を行うとともに、内部監査部門とも連携しながら業務監査等を実施しております。そのほか、内部統制部門及び会計監査人と意見交換を行い、内部統制システムの整備・運用状況について監視・検証を行っております。

## 9. 特定完全子会社に関する事項

(単位：百万円)

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社青森みちのく 銀行	青森県青森市橋本一丁目 9番30号	116,179	119,449

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 12. その他

該当事項はありません。

# 連結計算書類

## 第4期末（2026年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
現金預け金	1,152,093	預金	5,051,663
コールローン及び買入手形	20,000	譲渡性預金	254,895
買入金銭債権	5,555	コールマネー及び売渡手形	1,834
金銭の信託	2,000	債券貸借取引受入担保金	106,735
商品有価証券	4	借入金	196,959
有価証券	1,039,108	外国為替	50
貸出金	3,495,123	その他負債	49,612
外国為替	3,300	賞与引当金	1,073
リース債権及びリース投資資産	34,228	役員賞与引当金	48
その他資産	36,947	退職給付に係る負債	128
有形固定資産	28,563	役員退職慰労引当金	6
建物	10,899	株式給付引当金	455
土地	12,131	睡眠預金払戻損失引当金	95
建設仮勘定	599	再評価に係る繰延税金負債	1,414
その他の有形固定資産	4,932	支払承諾	17,758
無形固定資産	9,632	<b>負債の部合計</b>	<b>5,682,733</b>
ソフトウェア	8,415	<b>純資産の部</b>	
その他の無形固定資産	1,216	資本金	20,000
退職給付に係る資産	11,505	資本剰余金	28,150
繰延税金資産	12,005	利益剰余金	126,407
支払承諾見返	17,758	自己株式	△722
貸倒引当金	△22,300	株主資本合計	173,835
投資損失引当金	△30	その他有価証券評価差額金	△18,582
<b>資産の部合計</b>	<b>5,845,495</b>	繰延ヘッジ損益	3,448
		土地再評価差額金	2,182
		退職給付に係る調整累計額	1,877
		その他の包括利益累計額合計	△11,073
		<b>純資産の部合計</b>	<b>162,761</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>5,845,495</b>

## 第4期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		95,278
資金運用収益	61,395	
貸出金利息	42,980	
有価証券利息配当金	9,753	
コールローン利息及び買入手形利息	1,398	
預け金利息	7,255	
その他の受入利息	6	
役員取引等収益	12,248	
その他の業務収益	1,409	
その他経常収益	20,224	
償却債権取立益	2	
その他の経常収益	20,222	
経常費用		88,721
資金調達費用	11,988	
預金利息	9,180	
譲渡性預金利息	717	
コールマネー利息及び売渡手形利息	25	
債券貸借取引支払利息	935	
借入金利息	263	
その他の支払利息	867	
役員取引等費用	6,639	
その他の業務費用	11,758	
営業経常費用	41,618	
その他経常費用	16,716	
貸倒引当金繰入額	3,749	
その他の繰入額	12,967	
経常特別利益		6,557
固定資産処分益	47	47
経常特別損失		797
固定資産処分損失	314	314
減損	482	482
税金等調整前当期純利益		5,807
法人税、住民税及び事業税	948	
法人税等調整額	1,075	
法人税等合計		2,024
当期純利益		3,783
親会社株主に帰属する当期純利益		3,783

# 計算書類

## 第4期末（2026年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>I 流動資産</b>		<b>I 流動負債</b>	
現金及び預金	2,982	未払費用	2
前払費用	0	未払法人税等	1
その他	230	賞与引当金	16
		役員賞与引当金	17
		株式給付引当金	21
		その他	52
<b>流動資産合計</b>	<b>3,214</b>	<b>流動負債合計</b>	<b>111</b>
<b>II 固定資産</b>		<b>II 固定負債</b>	
(無形固定資産)		長期借入金	1,000
商標権	0	長期未払金	693
無形固定資産合計	0	長期預り金	71
(投資その他の資産)		<b>固定負債合計</b>	<b>1,764</b>
関係会社株式	116,229	<b>負債の部合計</b>	<b>1,876</b>
繰延税金資産	5	<b>純資産の部</b>	
投資その他の資産合計	116,235	<b>I 株主資本</b>	
<b>固定資産合計</b>	<b>116,235</b>	資本金	20,000
<b>資産の部合計</b>	<b>119,449</b>	資本剰余金	
		資本準備金	5,000
		その他資本剰余金	90,532
		資本剰余金合計	95,532
		利益剰余金	
		その他利益剰余金	2,926
		繰越利益剰余金	2,926
		利益剰余金合計	2,926
		自己株式	△885
		<b>株主資本合計</b>	<b>117,573</b>
		<b>純資産の部合計</b>	<b>117,573</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>119,449</b>

第4期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>営業収益</b>		
関係会社受取配当金	2,300	
関係会社受入手数料	201	
営業収益合計		2,501
<b>営業費用</b>		
販売費及び一般管理費	891	
営業費用合計		891
<b>営業利益</b>		<u>1,609</u>
<b>営業外収益</b>		
雑収入	8	
営業外収益合計		8
<b>営業外費用</b>		
支払利息	3	
雑損失	1	
営業外費用合計		5
<b>経常利益</b>		<u>1,613</u>
<b>税引前当期純利益</b>		<u>1,613</u>
法人税、住民税及び事業税	△140	
法人税等調整額	5	
<b>法人税等合計</b>		<u>△135</u>
<b>当期純利益</b>		<u>1,748</u>

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社プロクレアホールディングス  
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 暢 子  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 久保澤 和 彦  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プロクレアホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロクレアホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社プロクレアホールディングス  
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 暢 子  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 久保澤 和 彦  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロクレアホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査等委員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

株式会社 プロクレアホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 葛西俊介 ㊟

監査等委員 岩木川雅司 ㊟

監査等委員 石田深恵 ㊟

監査等委員 河田喜照 ㊟

(注) 監査等委員岩木川雅司、石田深恵及び河田喜照は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

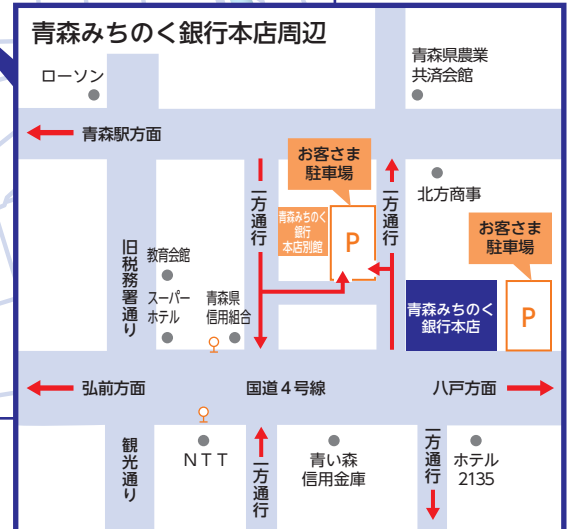
以上

# 株主総会会場ご案内略図

会場

青森市橋本一丁目9番30号

青森みちのく銀行本店大会議室（8階） ☎ (017) 777-1111（代表）



- 青森駅よりバスを利用：東口②・③番のりばから乗車、「NTT青森支店前」で下車、徒歩5分
  - 青森駅よりタクシーを利用：青森市観光交流情報センターそばのタクシー乗り場から約10分
- ※ 駐車台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主さまへのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。





挑む。超える。ともに創る。

**プロクリア**  
ホールディングス